

IHI 内視鏡洗浄機保守点検業務委託契約書

保守点検業務委託契約者（以下「甲」という）と、株式会社 IHI シバウラ（以下「乙」という）、及び販売代理店である新鋭工業株式会社（以下「丙」という）は甲の使用する内視鏡洗浄機の保守点検業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

第 1 条 保守点検の委託

甲は丙に対して、甲の使用する前記の装置に対して、安全性、性能を維持するために、定期交換部品の交換及び点検、清掃、確認作業（以下これらの保守点検作業を定期点検と総称する）又は、当該定期点検に加え、故障または性能低下を事前に発見するための、計測、調整及び随時保守作業（以下これらの保守点検作業を総合メンテナンスと総称する）を委託する。

第 2 条 保守点検の方法

丙は、点検確認書に基づき、点検・定期部品交換・清掃・確認の、保守作業を行うものとする。作業は、乙が実施する専門メンテナンス教育を修了した有資格者が実施する。なお、丙は、作業を乙又は乙・丙以外の有資格者に委託することができる。

1. 定期点検契約の場合

- ・点検は年 1 回とし、日程は予め乙又は丙が甲に連絡し協議の上決定する。
- ・点検以外の、都度発生する修理に関しては別途有償修理とする。

2. 総合メンテナンス契約の場合

- ・点検は年 2 回とし、日程は予め乙又は丙が甲に連絡し協議の上決定する。
 - ・点検以外の、都度発生する修理費用、出張費用は契約範囲に含む。
- 但し、外装品、洗浄槽など、有償部品リストに定められた部品代、修理費用は有償とする。

第 3 条 保守点検の作業時間

通常、保守点検の作業時間は、土・日・祝日及び特に定めた時間（季節休暇等）を除く乙又は丙の営業時間内とする。

第 4 条 保証内容

保守点検で交換した部品の保証期間は交換後 6 ヶ月とし、保証期間内に本来の用法で使用中に瑕疵あることが判明した交換部品は、乙が無償で交換するものとする。

第 5 条 保証対象外

落下、衝突、盗難、火災等甲の不注意に起因する故障や風水害、地震などの天変地異その他不可抗力に起因する損傷、および、乙が指定する者以外による改造、修理等を行ったことに起因する損傷の修復作業、および洗浄対象物は、保証対象外とする。

第 6 条 契約期間

本契約の有効期間は、締結日より 2 年間とし、期間満了の日から 2 ヶ月前までに甲乙丙いずれから何ら申し出の無い場合は、同一条件を持ってさらに 2 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

但し、総合メンテナンス契約は、内視鏡洗浄機の購入から 6 年目までの契約とし以降は契約できないものとする。

第 7 条 解約

甲乙丙は本契約期間中であっても、2 ヶ月前の予告期間をもって本契約を解除する事ができる。

第 8 条 支払方法

甲は点検料金を丙又は丙の販売店（（株）シバウラ医療科 青森営業所）の請求により支払うものとする。

1. 定期点検契約の場合

60000 円（税別）／年間（定期交換部品代を含む。出張交通費別途）
上記料金には、点検以外の都度発生する修理に関する費用は含まれない。

点検実施完了時に請求書を発行する。甲は当請求書受領後、甲と販売店との間で合意した期間内に支払うものとする。

2. 総合メンテナンス契約の場合

円（税別）／年間（定期交換部品代、出張交通費、都度発生する修理代を含む）

契約締結日及び次年度当該日以降に請求書を発行する。甲は当請求書受領後、甲と販売店との間で合意した期間内に支払うものとする。

以上、甲乙丙間に契約が成立したので、本契約書を 4 通作成し、甲乙丙各 1 通を保有するものとし、本契約書をもって注文書といたします。

締結日 平成 22 年 1 月 14 日

契約種別／定期点検契約・総合メンテナンス契約

（どちらかに○印）

対象機種 ONW 10・ONW 10B

機 番 000 442

納入日 2005 年 5 月 16 日

甲 住所 青森市浪打2丁目3番1号

施設名 ヤマハ内科クリニック

代表者名 山根 光正

乙 岡山市西大寺新地 170 番地 6

株式会社 IHI シバウラ

環境事業部 事業部長 藤下 雅行

丙 埼玉県上尾市平方領領家 308 番地 2

新鋭工業株式会社

代表取締役 宇賀神 茂